

## 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

### 施策展開の方向性⑨

#### 自分の未来を切り拓く<sup>ひら</sup>力を育むキャリア教育を充実します

##### 【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、社会人、職業人として自立していくための教育の推進が求められています。

小学校においては、発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、他者と積極的にコミュニケーションする能力や態度を身に付け、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養う必要があります。

中学校においては、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進することにより、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度を育成する必要があります。

高等学校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済、消費生活などに関する基礎的知識、また、成年年齢の引下げに伴い、主権者や消費者としての役割や責任など、実社会において生活するための基礎を確実に身に付けていくことも重要です。

とりわけ、専門高等学校では、卒業後すぐに就職する生徒が多いことから、社会の変化に対応できる人材を育成しなければなりません。このことから、生徒の能力伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門高等学校づくりを進めていく必要があります。

#### 1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

##### (1) 中学校における「職場体験活動」の実施

ア 区市町村教育委員会と連携し、都内全公立中学校等における職場体験活動の実施を継続するとともに、指導主事連絡協議会等において体験活動の充実に係る情報の提供や優れた実践事例の発表等を行い、職場体験活動のより一層の充実を図る。

イ 中学校等における職場体験活動の実施予定等に関する調査を実施し、都内全公立中学校等の職場体験活動に係る取組の状況を把握するとともに、成果や課題を抽出し、区市町村教育委員会や各学校等に情報提供を行う。また、キャリア教育に係る取組事例等について情報収集を行い、優れた取組等について指導主事連絡協議会やメールマガジン等を通じて全都に紹介する。

ウ 「都庁内推進会議」を開催して受入れ事業所の開拓や気運の醸成、更なる充実に向けた取組の方向性等について協議・検討を行う。

エ 都教育委員会ホームページで公開している「キャリア教育教師用手引書」（小学校版・中学校版）の活用を推進し、小・中学校におけるキャリア教育の充実に向けた具体的な取組やカリキュラム作成の仕方などについて、教員の理解を深め、実践を促す。

##### (2) インターンシップ事業の促進

平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成 19 年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入れ先の拡充を図ってきた。

今後も受入れ先の企業の拡大及び職種の多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるように支援していく。

(3) 都立高等学校における起業・創業に関する教育の推進

都立高等学校において、起業・創業学習を通して起業・創業への関心を高め、都立高校生の起業家精神を醸成するとともに、起業に必要な知識やスキル等、新しい価値を創り出す力を育成する。

ア 【短期集中型】都立高校生等起業・創業体験

都立高等学校等に通う起業・創業に興味のある潜在層を対象として、夏季休業期間に講座を開講し、社会起業家の講演から企業の社会的意義や問題解決がビジネスにつながることを学ぶ。この講座では、フィールドワークやビジネスプランの作成等を通して、自分で考え行動ができるアントレプレナーシップを身に付け、起業を志すための柔軟な発想をもつ人材の育成を目指す。

イ 【通年型】商業高校における起業創業学習

「ビジネスの基礎」を学んでいる商業高校生の中で、起業・創業への関心のある生徒を対象として、年間を通して講座を開講し、自身の作成した事業プランについてメンターと共に経営資源を集め方や事業を立ち上げるノウハウ等を学ぶ。この講座では、資金調達・事業化を目指すといった実践的なプログラムを実施し、起業に必要な資質・能力を身に付けた人材の育成を目指す。

(4) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の令和 3 年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備や教育課程の編成等について検討を進める。

(5) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成 30 年度からビジネス科への学科改編を行った。ビジネス科第 1 学年の「ビジネス基礎」においては、都教育委員会が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、令和元年度から第 2 学年で企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」を新たに実施する。

(6) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等と連携し、高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる参加体験型の教育プログラムを、普通科高等学校を中心に実施する。

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

### 2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

#### (1) 全都立学校への全国紙等の配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び特別支援学校高等部の図書室等に全国紙等6紙を配置する。

ア 生徒が現実の社会的事象に触れる機会の充実

イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備

#### (2) 主権者意識の醸成

主権者教育の一層の充実を図るとともに、次のアからエまでを実践し、現代社会の諸課題を自らの課題として捉え、他者と協働してよりよい社会を形成する力を育成する。

ア 「法」に関する教育

法律の実務家と連携した研究授業の実施

イ 金融・金銭教育

東京都金融広報委員会と連携した金融・金銭教育の推進

ウ 租税教育

都主税局や東京国税局、東京税理士会と連携した高等学校用副教材の作成・配布及び租税教育の推進

エ 消費者教育の充実

消費者教育リーフレットの作成・配布及び教員向け研修会の実施

### 3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

#### (1) 都独自教科「人間と社会」の実施

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和元年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成30年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

(ア) 「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に推進者研修を実施する。

(イ) 令和元年度から導入される各校の道徳教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

### 4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（都立学校教育部・指導部）

#### (1) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、東京学芸大学との連携により、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげるプログラムの開発に向けた検討を進める。

ア 目的

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、希望する生徒を対象に教師としての基本

的な素養や職業意識等を育成と教員養成に関する専門的な学びを実施する。

#### イ 内容

教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

- (ア) キャリアガイダンス
- (イ) チーム・エデュケーション（TE）…「教育学基礎」、「教育課題研究」、「特別講義」、「教育実習体験」、英語教育の充実

### 5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

#### (1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象に専門的職業教育を行う就業技術科、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的職業教育を行う職能開発科及び職業準備教育を行う普通科の3科による重層的な職業教育を展開するため、既に設置の完了した就業技術科5校及び職能開発科3校に加え、今後5校へ職能開発科の設置を進める。

#### 施策展開の方向性 ⑩

### 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

#### 【施策の必要性】

これまで、障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援体制を整備するなど、特別支援教育を着実に進展させてきました。今後も引き続き、公立学校に在籍する障害のある全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援の更なる充実を図る必要があります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と等しく充実した教育を受けられるよう、就学先を決める際には、障害の状態や本人の教育的ニーズを踏まえつつ、保護者の意向を尊重するとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みを備えた教育環境の整備が求められています。このため、インクルーシブ教育システムについて調査・研究を行い、より良い教育環境の整備に必要な支援策を検討する必要があります。

さらに、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備することが必要です。

こうした諸課題を解決するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」等に基づき、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

### 1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部）

#### (1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

将来推計により今後も在籍者数の増加が見込まれる都立知的障害特別支援学校について、

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

学校の新設や増改築をはじめ多様な方法により教育環境の充実を図る。

##### (2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

##### (3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進

###### ア 民間を活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

###### イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（一般職非常勤）」を配置する。

###### ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。

(イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成27年度に制作したDVDを活用する。

###### エ 職業教育の充実

(ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。

(イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。

(ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

##### (4) 医療的ケアの充実

###### ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討

特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、平成30年度に引き続きモデル事業により特別支援学校において安全かつ適切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制等についての検討を進め、全校で実施する際の条件や留意点等をまとめたガイドラインを策定する。

###### イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、現在、市販又は処方された栄養剤に限って実施している。通常の食事に近いミキサー食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、モデル事業等に取り組み、安全に実施するための検証を行う。

###### ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

###### エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会

主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

- (5) 小学校、中学校及び高等学校等における発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）
- ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援  
平成30年度までに公立小学校約1,300校全校に特別支援教室の設置を完了した。  
区市町村支援として、引き続き、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
- イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援  
平成30年度以降、準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、令和3年度までに公立中学校約600校全校での設置を目指す。  
区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
- ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言  
都教育委員会が特別支援教室運営指導員を中心として、区市町村教育委員会及び学校現場に対してヒアリング及び実態調査を実施し、特別支援教室の運営状況を継続的に把握するとともに、都のガイドラインにのっとり適正な運営の徹底に向けた指導、助言を行う。
- エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
- (ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。
- (イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として都立高等学校における通級による指導を平成30年度から実施している。当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の通級指導の仕組み等を検討していく。
- (6) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施  
肢体不自由特別支援学校2校において、児童・生徒が自宅にいながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証を行うなど、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を進める。

## 2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

- (1) 医療的ケアの充実（再掲）
- ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討  
特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、平成30年度に引き続きモデル事業により特別支援学校において安全かつ適切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制等についての検討を進め、全校で実施する際の条件や留意点等をまとめたガイドラインを策定する。
- イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討  
胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、現在、市販又は処方された栄養剤に限って実施している。通常の食事に近いミキサー食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、モデル事業等に取り組み、安全に実施するための検証を行う。

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

##### ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

##### エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

### 3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

#### (1) インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（再掲）

国内外における障害のある児童・生徒への教育の在り方や学校施設の状況等を総合的に調査し、公立学校において、障害のある児童・生徒が、その障害の状況等に応じて求められる教育環境等に係る基礎資料を得るため、次の調査を実施する。

##### ア 国内調査

最新学術研究、国内文献調査及び他自治体の教育委員会を対象とする質問紙調査を行い、一部自治体等へのヒアリングや視察調査等を実施する。

##### イ 海外調査

海外における障害のある児童・生徒への教育制度や実施体制等について論文等の文献及び視察調査を実施する。

## 施策展開の方向性 ⑪

### 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

#### 【施策の必要性】

全ての児童・生徒が、家庭の状況等にかかわらず豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、必要な経済的支援を行うとともに、学校と家庭、専門機関等とが連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた取組がなされることが極めて重要です。

また、家庭、地域・社会など子供を取り巻く環境も大きく変容しており、小学校・中学校における不登校児童・生徒数は近年、増加傾向にあります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させるとともに、就学に関する情報等を提供することは、国際都市東京として果たすべき重要な役割です。高等学校においては、外国人生徒等に対して、入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境を整備する必要があります。

#### 1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

##### (1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、これまで支援のなかった生徒の意思により参加する学習活動（学

習の成果を明らかにする資格試験の受験料等や学校における勉強合宿・語学合宿等への参加費等)を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が希望する学習活動等への参加機会を確保する。

## 2 学校と家庭との連携を図る取組の充実(指導部)

### (1) 学校と家庭の連携推進事業

#### ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」(民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など)を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

#### イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

#### ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)を配置する。

## 3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実(指導部・地域教育支援部)

### (1) 都立学校における不登校・中途退学対策

#### ア 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

#### イ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

#### ウ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する教員間の情報共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

### (2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

#### ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

#### イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ



#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

細かな支援を実施する。

##### ウ 関係機関とのネットワークの構築

###### (ア) 関係機関とのネットワークの構築

中途退学又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

###### (イ) 学びのセーフティネット事業の実施

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

##### (3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

#### 4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

##### (1) 教育支援センターの機能強化

教育支援センターの充実に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を継続実施する。

###### ア 補助メニューの主な内容

(ア) 人材の充実（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）

(イ) 指導員のスキルアップ（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）

(ウ) 魅力ある講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）

(エ) 民間教育事業者のノウハウの活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）

(オ) 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT機器の整備等）

##### (2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用

全ての小・中学校において教員がより適切に組織的な対応ができるよう、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」を活用し、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを普及する。

##### (3) 不登校特例校の設置支援

新たに不登校特例校の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続を支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

##### (4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

###### ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、ともに考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

###### イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日 18 時までの相談時間の延長及び毎月第 3 土曜日の開所を引き続き実施する。

#### ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

#### エ 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した者、高等学校での就学経験のない者、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある者やその保護者を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援をする。

##### (ア) リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する者には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。

##### (イ) リスタート登録された者対象

###### ・つどい講演会の開催

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで保護者を対象に開催する。（初回のみ登録不要）

###### ・つどいグループミーティングの開催

東京都教育相談センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合う。

###### ・就学サポートによる支援

現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的に行い、都立高等学校への就学に向けて個別に支援する。

##### (ウ) リスタート登録されていない者でも参加可能

###### ・進路相談会の開催

都立高等学校への就学について個別相談を行い、具体的な情報の提供により、適切な進路選択ができるよう支援する。

##### (エ) 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続

自立支援チームが関わっている生徒のうち、不登校、中途退学し進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。

#### オ 学校等への支援

##### (ア) 教職員等からの相談

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

##### (イ) 学校等への派遣

###### ・所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。

###### ・学生アドバイザースタッフ（心理学や教育学等を学んでいる学生）の派遣

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として学校等に派遣する。

##### (ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

##### (エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会及び教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携、協力を推進する。

### 5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

#### (1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校であるチャレンジスクールの適正な規模と配置に向けた整備を進める。

また、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、生徒の個々の状況に合わせて、社会的に自立できる力の育成を図る。

### 6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実(再掲)（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) 高等学校通信制課程におけるICT環境の整備（再掲）

高等学校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。

#### (2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）

高等学校通信制課程の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

### 7 フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進（指導部）

#### (1) フリースクール等民間施設・団体等との意見交換会等の実施

協議会などを通し、学校関係者とフリースクール等の民間施設・団体等との連携を推進する。

#### (2) 連携に必要な留意点を記載した資料の作成に向けた取組

学校や家庭がフリースクール等の民間施設・団体と一層円滑に連携するために必要な留意点等を記載した資料の作成に向けて、関係者と協議し、情報を収集する。

### 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(再掲)（地域教育支援部・指導部）

#### (1) 「地域未来塾」の促進（再掲）

##### ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

##### イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村におけ

る放課後等の学習支援の充実を図る。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）

ア モデル実施

「地域未来塾」実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援をモデル実施する。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 平成30年度に指定した都立高等学校10校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）

ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開設し、意欲向上と学力伸長を図る。

ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

## 9 病院内教育におけるICT機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実させた。

令和元年度は、病弱教育支援員・ICT機器を活用した学習支援を継続するとともに、指導体制・研修の見直し、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・ICT機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

## 10 在宅訪問教育における分身ロボットの活用（都立学校教育部）

(1) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施（再掲）

肢体不自由特別支援学校2校において、児童・生徒が自宅にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証を行うなど、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を進める。

### 11 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（都立学校教育部）

(1) 都立高等学校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高等学校における適切な募集規模を検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒等のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ 日本語指導体制の構築に向けた検討

日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材やNPO・大学等が連携した日本語指導体制の構築に向け検討を進める。